

中学校入学試験における遠隔地在住者受験について

広島学院中学校長 中間 哲也

現在、遠隔地に居住していても、転勤などにともない、4月から一家転住、あるいは志願者と保護者の一人（原則、父親または母親）が通学範囲内に在住する予定のある場合は審査により受験できます。その場合、以下の書類を簡易書留扱いまたはレターパックで郵送してください。

なお、審査の結果によっては、出願を受理しない場合があります。

《提出する書類》

- 誓約書
 - ① 受験番号欄は記入しないでください。
 - ② 記入日の日付をお書きください。
 - ③ 下記の項目について、事情をお書きください。
 - ・転居理由（転勤にともなう場合は会社名など）
 - ・4月からの同居家族名

郵送期間 2024年11月1日(金)～2025年1月6日(月) (消印有効)

※ 本校入学後、保護者が転勤等のため自宅通学が不可能となった場合は、原則として転校していただくことになります。

